

記載例

令和 年 寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 3 年 10 月 1 日 殿		整理番号	
住所	北海道樺戸郡月形町1219番地	フリガナ	
		氏名	月形太郎
		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0
電話番号	0126-53-2321	性別	男 女
		生年月日	明・大・昭 平・令 元 . 1 2 . 3 1

太枠内の項目（住所、電話番号、氏名、個人番号、性別、生年月日）を全て記入してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合は、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附をした年月日と寄附金額を記入してください

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 3 年 8 月 1 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受け、かつ①及び②に該当する場合、お勤め先で年末調整を行う給与所得者の方や年金収入のみの方など、確定申告を行わない場合のみチェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支払った事業者等（以下「事業者等」という。）について、当該寄附金に係る所得税の申告書の提出（当該申告書の提出が不要な場合を除く。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる仕組みです。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるためには、本申請書に記入の上、ふるさと納税をする際に、月形町が委託する業者に申請書を提出する必要があります。

（転居による住所変更など）提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、月形町が委託する業者へ変更届出書を提出する必要があります。

本制度の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます）。